

第5回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベルミッション)結果報告

2007年7月17日
国際知的財産保護フォーラム
第一プロジェクト

4月9日から14日にかけて、第5回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務者レベル)を派遣した。結果概要は以下のとおり。

1. 派遣目的

我が国産業界の知的財産権侵害被害が最も甚大である中国において、同国政府に対し、日本国政府とジェトロが事務局を努める国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)が官民合同で、我が国産業界の知的財産権を保護することを目的に、関連法の整備、確実な法執行(エンフォースメント)を要請。併せて、協力(キャパシティ・ビルディング)事業の実施案を提案。

2. 派遣期間

4月9日(月)～13日(金)

3. 訪問先および所管事項

全国人民代表大会(表敬訪問)、最高人民検察院(検察)、公安部(警察)、商務部(全体総括、ライセンス契約規制)、農業部(農薬・種苗法(草本類)所管)、海関総署(税関)、国务院法制弁公室(法案審査)、知識産権局(特許・実用新案・意匠所管)、工商行政管理総局(商標法所管、不正競争防止法所管)、質量技術監督検験検疫総局(製品品質法所管)、版權局(著作権法所管)、林業局(種苗法(木本類)所管)、以上12省庁15機関(別添参照)

4. 交渉の基本スタンス

第3回目(2005年)のミッションから我が国の基本的交渉スタンスを「協力と要請」として、中国政府に対して一方的に要請を行うだけではなく、日本として協力できることは積極的に協力し、もって知的財産権保護の徹底を目指している(中国政府はこのようなスタンスを受入れ、かつ、歓迎)。

5. 協力と要請の主内容

【協力事項】

特許審査官に対する技術説明会の開催(知識産権局)

日本側から提供可能な技術分野(タイヤ)と知識産権局が希望する技術分野の打診。

地方取締官向けセミナーの開催(工商局、質量局、海関)

工商局、質量局、海関との間で、行政処分の執行を担当する地方の職員向けセミナーを今

後も継続して開催することを打診、両局及び海関とも歓迎。
類似商標による侵害事例を集めた事例集の提供及び意見交換会の開催(工商局)
事例集の提供を歓迎。なお、商務部でも今後作成予定とのこと。一昨年実施した意見交換会の今年度開催については、今後外事司を通じて調整。
中国政府関係者招聘事業(海関、質量局)
昨年 の 最高人民 法院・最高人民 検察院、国 務院法 制弁公 室・国 家工 商行政 管理総 局の招 聘に引 き続き 今年度 は海関、質量局の幹部職員を招聘することを打診。いずれも歓迎。

【要請事項】

専利法(特許・意匠・実用新案)に関する要請
中国完成発明の外国出願に関する規制(現在の改正法案によると、中国で完成した発明創造を外国に出願する場合、国務院の許可が必要)の緩和
行政・刑事処罰関連の要請
巧妙化事案、再犯事案に対する取締り・罰則の強化
行政執行基準の確立及び適正な法執行の確保(地方保護主義対策)
刑法に関する要請
刑事罰の対象となる行為の拡大(類似商標権侵害行為の刑事罰化等)
商標法に関する要請
外国周知で未登録商標の冒認出願からの保護
現行の公告登録制度(権利付与前の異議申立制度)の維持
不正競争防止法に関する要請
他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加
著作権法に関する要請
著作権管理団体による使用料の適切な徴収・分配
インターネットを利用した著作権侵害品の違法アップロード対策
海関保護条例に関する要請
体制の拡充
差し止めまつわる権利者負担の軽減
製品品質法に関する要請
巧妙化事案、再犯事案に対する取締り・罰則の強化
植物新品種保護条例に関する要請
保護対象植物の拡大(現在78種、新たにニホングリ、きのこ類の追加)
品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境改善
農薬管理条例に関する要請
農薬登録制度(臨時登録制度の早期廃止と、初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化)
技術輸出入管理条例に関する要請
供与側責任規程(供与技術の完全性等の保証条項)の廃止

6. 交渉総括及び成果

中国の各機関は日本側から事前に送付した建議書を丹念に読み込み、回答を用意するなど、双方熱意のある建設的な議論が行われた。

議論の内容・質が向上。全体的に、各機関が所管している知財法に関する法的論点、法執行上の問題点、法改正の方向性等について、具体的な議論がなされた。

協力内容については、これまで日本側が一方的に実施したところであるが、今回の交渉においては中国側から「日本を訪問し勉強させて欲しい」などの発言もあり、積極姿勢が見られた。

全人代で表敬訪問した呉副主任は元大臣。通常は会うことが極めて困難な要人表敬が実現。温家宝総理の来日が同時期に行われたことが影響していると思われる。

WTO 提訴について中国側からはいずれも「遺憾の意」「憤りを感じている」などの発言があった。日本側として米国の WTO 提訴に対する明確な発言はせず、これまでの「協力と要請」の方針に変更はない旨を回答。

7. メンバー

企業参加者

- 団 長 加藤 泰助 国際知的財産保護フォーラム 幹事
(日本知的財産協会理事長、株式会社東芝 知的財産部長)
- 副団長 森 修俊 日本知的財産協会
(トヨタ自動車株式会社 知的財産部 第2特許室長)
- 副団長 齋藤 憲道 社団法人電子情報技術産業協会 知的財産保護専門委員会 委員長
(松下電器産業株式会社 法務本部 理事)
- 副団長 塚口 直人 日本製薬工業協会
(第一三共株式会社 知的財産部 特許第三グループ長)
- 副団長 小原 正幸 コンテンツ海外流通促進機構
(社団法人日本音楽著作権協会 参与 業務本部 総括総務)
- 天野 晴恵 日本知的財産協会(株式会社ニコン 知的財産本部 知的財産戦略部 商標意匠課 副主幹)
- 荒城 秀次 コンテンツ海外流通促進機構
(株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 契約グループ 契約部 次長)
- 池田 正好 コンテンツ海外流通促進機構(社団法人日本音楽著作権協会 業務本部 録音出版部 録音2課長)
- 臼井 清文 日本知的財産協会 模倣品対策プロジェクト 副リーダー
(株式会社大興 顧問(法務・知財担当))
- 内田 哲彦 日本知的財産協会(ダイキン工業株式会社 法務・知的財産部 主事)
- 打矢 正雄 日本電熱機工業協同組合 常務理事代理
(ウチヤサーモスタット株式会社 代表取締役社長)
- 大川原康之 日本知的財産協会(東京エレクトロン株式会社 知的財産戦略部部長代理)
- 大野 博邦 日本知的財産協会(ユニ・チャーム株式会社 知財・法務部 知財グループ パテントエンジニア)
- 小園江健一 日本知的財産協会 模倣品対策プロジェクト 副リーダー
(株式会社バンダイ 法務・知的財産部ゼネラルマネージャー)
- 加藤 秀司 本田技研工業(中国)投資有限公司 知的財産部長
- 魏 鋒 コンテンツ海外流通促進機構
(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 上海事務所 所長)
- 佐藤 稔 社団法人日本ベアリング工業会 技術部長兼国際部長
- 坂田 俊介 コンテンツ海外流通促進機構

(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 広報室室長兼国際担当)

重岡 純 コンテンツ海外流通促進機構
(日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課 課長代理)

品田 和良 ヤンマー株式会社 法務部 法務コンプライアンスグループ 専任部長

関根 久 社団法人電子情報技術産業協会 北京事務所長

高木 誠 農薬工業会(クミアイ化学工業株式会社 国外部 部長)

高嶋 裕彦 コンテンツ海外流通促進機構
(株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント契約グループ本部長)

寺川 幸夫 社団法人日本船用工業会
(ヤンマー株式会社 グローバルCS部 部品サービスグループ)

寺田 雅一 タキイ種苗株式会社 総務部 法務担当課長

濱 宏行 ダイキン工業株式会社(大金(中国)投資有限公司 企画部 課長)

東 泰成 日本知的財産協会(株式会社日本電気特許技術情報センター
IA創造サービス事業部 ブランディング部 マネージャー)

藤田 晋司 東芝(中国)有限公司 知識産権部 部長

平野 周之 社団法人電子情報技術産業協会 知的財産保護専門委員会委員
(松下電器産業株式会社 法務企画グループ 渉外法務担当 参事)

松田 良昭 日本知的財産協会(日立マクセル株式会社 技術統括本部 知的財産権本部
出願グループ 主任)

山手 太郎 有限会社精興園 専務取締役

山本 圭一 日本知的財産協会(キヤノン株式会社知的財産法務本部契約・渉外センター
専任主任)

吉田 英広 社団法人電子情報技術産業協会 知的財産保護専門委員会委員
(日本電気株式会社 知的資産企画部 エキスパート)

吉原 利樹 日本知的財産協会(株式会社東芝 知的財産部 部長付)

政府参加者

松林 博己 経済産業省 大臣官房参事官(模倣品対策・通商担当)

中山 亨 経済産業省 大臣官房参事官(商務情報政策局担当)

吉岡 孝 経済産業省 特許庁 総務部 国際課 課長補佐(模倣品対策)

谷山 稔男 経済産業省 特許庁 総務部 国際課 課長補佐

金山 茂明 財務省 関税局 業務課 税関相談官

東 光俊 農林水産省 生産局 種苗課 課長補佐

田中健太郎 文化庁 長官官房 国際課 専門官

井桁 勤 警察庁 生活安全局 生活環境課 課長補佐

高元 次郎 外務省 経済局 政策課 事務官

岡本 正紀 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 参事官補佐

分部 悠介 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 弁護士

事務局

【日本側】

福良 俊郎 日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部長

石浦 英博 日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課 課長

水田 賢治 日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課 課長代理

成瀬健太郎 日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

【中国側】

後谷	陽一	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	部長
土屋	晶義	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	顧問
秋葉	隆充	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	副部長
韓	艶梅	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	(通訳)
王	瑩	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	
蒋	春霞	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	

通訳

蔡	院森
周	慧良

計57名

以上

(参考)これまでの要請に沿った法令改正・運用改善

刑事訴追基準の引き下げ(2007年4月6日公布、即日施行)

罰金刑適用強化、量刑基準の差の撤廃、著作権侵害罪の罪名の適用を統一等

権利侵害貨物の競売前における権利侵害特徴の完全削除(2007年4月2日公告)

税関が没収した権利侵害貨物を競売する際、当該貨物及び包装における権利侵害の特徴を完全削除

総担保弁法の導入(2006年5月30日公告、7月1日施行)

あらかじめ税関に総担保として所定の金額を納めておけば、税関で権利侵害品等疑われる貨物が発見される度に担保金を提供する必要がなく、手続きを簡素化。権利者の負担軽減

判決の公開

2006年3月に全国の民事法廷における知的財産関連の判決結果がインターネット上で公開された。これまで判決の透明性を高めるために、官民合同ミッションで求めていたもの。

専利(特許・実用新案・意匠)を審査する基準の改正(2006年5月24日改正、7月1日施行)

専利の審査基準が改正され、インターネット上で公開された発明等を他人が無断で出願した場合でも権利化できず、または仮に権利として登録された場合であっても、その権利を無効にすることができることが新たに措置。7月1日から施行予定。

情報ネットワーク伝達権保護条例の制定

2006年5月、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結をめざし、作成された「情報ネットワーク伝達権保護条例」が公布され、7月1日施行。この条例では、日本の「プロバイダ責任制限法」と同様インターネット上の著作権侵害に対するISPの責任範囲も規定している。なお、WCT、WPPTの締結については、既に国務院より全国人民代表大会に提案しており早急に実現する見込みであるとの説明がなされた。

中国側の自主的取組(「知的財産権通報センター」の設置)

執行強化の一環として全国50ヶ所に「知的財産権通報センター」を設置。全国共通電話番号を整備し、同番号に連絡があった場合、迅速・実効的な対処を実施する。

個別企業の問題解決

(株)良品計画(第3者による悪意の出願の取消)、(株)東芝、(株)日立製作所(模倣品業者の商標出願の拒絶)

以上

【訪問スケジュール確定版】

月 日		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	
4月9日 (月)	A班				NH905便(10:35発-13:15着)				バス移動			ミーティ ング	結団式		
	B班				JL781便(10:55発-13:50着)				バス移動						
4月10日 (火)	A班		農業部(15)			[Pink Shaded Area]			林業局			ミー ング テイ			
	B班		商標局(10)						商務部(保知弁)(11)						
4月11日 (水)	A班		質量局(18)						海関総署(14)			ミー ング テイ			
	B班		知識産権局(?)						最高人民検察院(18)						
4月12日 (木)	A班		版權局						商務部(ライセン ス)(15)			ミー ング テイ			
	B班		公平交易局(20)												
4月13日 (金)	A班		公安部(10)				評審委員会(8)		法制弁(10)		ミー ング テイ				
	B班		最高人民法院				全人代(20)								
4月14日 (土)	A班				バス移動 (12:00水 テル発)				NH906便(14:50発-19:10着)						
	B班								JL782便(15:20発-19:45着)						

確定
好感触
不可

注1: アポ要請は上記で調整していますが、中国政府側の状況により訪問直前まで日時の変更の可能性が有ります
注2: カッコ内の数字は通訳込みの人数制限です 7